

企業の経理・税務・庶務・労務担当者の執務指針

2018
12
No.805

企業実務

特別記事

業務を非効率化する 「ボトルネック」を 洗い出せ!

経理・税務

貸倒損失をトラブルなく
処理したいときの留意点

人事・労務

中小企業が
**ダイレクト・
リクルーティング**を
成功させるには

総務・法務

数値目標が設定された
「過労死防止大綱」の
内容を読む

別冊付録

中小企業で導入可能な
「シニア人材」活用のポイント



- 12月のビジネスカレンダー 7
12月の事務ごよみ 8 年末調整の実施、12月決算法人の決算対策、冬季賞与の支給と保険料の徴収、年賀状ほか郵送・輸送の早期手配、年末大掃除の実施、年末年始休暇中の事務 ほか
新法令・通達解説 13 働き方改革に伴う「労働時間等見直しガイドライン」の一部改正 ほか
これからの法改正の動き 15 70歳までの就業機会を確保へ ほか

特別記事

16 業務を非効率化する 「ボトルネック」を洗い出せ!

- 何が効率を妨げるのか仮説を立てて検証せよ
- 経理業務のボトルネックを抽出する
- 総務業務のボトルネックを抽出する
- ボトルネック解消策としてのAI等の活用

株式会社日本能率協会コンサルティング 田中 良憲

経理・税務

26 貸倒損失をトラブルなく処理したいときの留意点

税理士 北川 知明

30 医療費控除ができる範囲をチェックする 税理士 森 雅浩

36 請求書の電子化をつつがなく進めるための留意点 公認会計士・税理士 守屋 冬樹

40 節税策としての倒産防止共済の賢い活用法 税理士・社会保険労務士 奥田 正名

33 なるほど^{納得}勘定科目 図
勘定科目を設定していない経費を支払ったときは?——税理士 駒井 伸俊

34 減価償却ことはじめ ④
減価償却3つの掟②「何年で費用にする?」～耐用年数とは～——税理士 谷口 孔陛

39 元地方銀行マンは見た! 図
後継者の有無は融資決定の重大要素——中小企業診断士 六角 明雄

44 “経理のプロ”になるための「法人税」マスター講座 ㉑
交際費等の取扱い——税理士 平井 満広

人事・労務

46 中小企業がダイレクト・リクーティングを成功させるには

組織人事コンサルタント 曽和 利光

71 個別労働紛争解決制度について知っておくべきこと 弁護士 浅野 英之

74 改正労働者派遣法の派遣期間の制限に注意! 特定社会保険労務士・行政書士 中野 泰

節税策としての 倒産防止共済の 賢い活用法

倒産防止共済は、第一義的には困ったときの融資制度ですが、節税策としても活用できます。ここでは、節税策に焦点を当てて、その賢い活用法を探ります。

税理士法人／社労士法人ザイムパートナーズ
税理士・社会保険労務士

奥田正名

**倒産防止共済の
本来の役割は**
倒産防止共済の本来の制度趣旨は、取引先が倒産することにより代金回収ができなくなつた中小企業が、その余波で連鎖倒産することを防ぐためのものです。

具体的には、そのような事態が起つたときには、無担保、無保証人、無利息で、支払ってきた共

済掛金の最高10倍（掛金の積立上

限額が800万円のため、上限は8,000万円となります）までの融資を受けることができます。

また、倒産でなくとも、一時貸付金として解約手当金の95%の範囲内（最大760万円。現在の利率0・9%）で融資を受けることもできます。経営セーフティ共済とも呼ばれるこの制度は、まさに経営に困つたときの切り札といえます（図表1）。

なお、倒産に該当する事由は、取引先が金融機関の取引停止処分・私的整理・破産手続開始の申立て等・災害による不渡り・特定非常災害による支払不能といった客観的に支払不能となつていることなので、単なる夜逃げ（音信不

通）などは対象になりませんので、注意が必要です。

1年以上事業を継続して行なっている会社が加入対象となるため、設立第1期の法人は加入できません（共済加入していた個人事業主が法人成りし、共済契約を法人に引き継ぐケースでは加入できます）。

節税策としても 注目される

一方でこの倒産防止共済は、資金貸付を受けるための掛け金が損金となり、40か月を経過した後に解約すると、掛け金が全額戻つてくる資金ロスのない節税策としても注目されています。掛け金の支払先は民間の保険会社等ではなく、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、中小機構）という公的な機関ということもあり、信頼度が高いことも魅力の1つです。

節税策としての倒産防止共済ですが、具体的には、いわゆる課税の繰延べが可能となります。掛け金が損金となることで、現状の課税所得を減らし、その減った利益を将来に受け取ることで課税時期を遅らせることができます。

生命保険と比較したときの メリットとデメリット

課税の繰延べといえば、法人が生命保険に加入することをイメージされる人も多いと思います。保険料が損金となる一方で、一定年数が経過した際（通常は返戻率がピーカの時点）に解約し、資金を法人に戻すことができます。

出（経営者の役員退職金・大規模修繕費など）があれば課税される利益または税額を減らすことができます。

倒産防止共済も生命保険と同様に課税の繰延べができるが、生命保険と異なる点を整理してみましょう（図表2）。

倒産防止共済は、積立限度額が800万円までという制限があります。そのため、月額20万円で掛け続けると40か月で頭打ちになります。

この状態になるとそのまま据え置くか、解約するかのどちらかを選ぶしかなく、追加で掛け続けることはできません。課税繰延べ額が800万円までという限界があります。

生命保険の場合は、業績がよいときに節税を意識して高い保険料額を設定することが多く、業績が落ち込んだときにやむなく保険解約すると、元本割れをすることが通常で損をする可能性が高いのです。その点、倒産防止共済は掛金そのものを減らすことでの業績が落ち込んだときでもコントロールしやすいことが特徴です。

満期40か月でいつでも好きなときに100%引き出せて、積立金額変更も簡単（増額も減額も可能）。さらに、損金となる定期積金とを考えるとイメージしやすいかもしれません。

図表1 一時貸付金の借入限度額

掛金納付月数	一時貸付金の借入限度額
1か月～11か月	0円
12か月～23か月	掛金総額 × 75% × 95%
24か月～29か月	掛金総額 × 80% × 95%
30か月～35か月	掛金総額 × 85% × 95%
36か月～39か月	掛金総額 × 90% × 95%
40か月以上	掛金総額 × 95% × 95%
掛金総額が800万円の場合	800万円 × 100% × 95% (760万円)

図表2 生命保険と倒産防止共済の比較

	生命保険	倒産防止共済
保険料(掛金)の月額	上限なし（※）	月額5,000円～20万円の範囲で選択（5,000円単位で自由選択）
積立限度額	上限なし（※）	800万円までしか積み立てられない
年払いの可否	可能	可能
保険料(掛金)の減額	原則できない	いつでも可能（減額には事業経営の著しい悪化等の一定の要件が必要）
保険料の増額	原則できない（新規に契約することでの増額は可能）	いつでも可能
年払い(前払い)による支払額の値引き	通常あり	前納減額金あり
貸付制度	解約返戻金の範囲内で貸付可能なケースが多い	解約手当金の95%範囲内で貸付
解約時期	いつでも可能だが、支払った額を下回ることが多い	いつでも可能 40か月経過後、元本は100%返金
部分解約の可否	できる (ただし、保障は減る)	できない
設立1年未満での加入	できる	できない

（※）保険会社の引き受けできる保障額に応じた限度額がある

さらに、前納によりまとめて掛金を支払うと前納減額金という返金納減額金のしくみと留意点とは

る節税策となります。この点が、保障額を増やせば、保険料も増やすので、今期は利益が少なくなります。それから掛金を減らしたいといふときでも対応がしやすいメリットがあります。

図表3 前納減額金の計算例

【掛金月額20万円で、当月分の掛金20万円プラス1か月分220万円（合計12か月分）の計240万円を年払いした場合の前納減額金の計算】

$$\bullet 200,000\text{円} \times 0.09\% \times 66\text{か月} (\text{注}) = 11,880\text{円}$$

(注) 前納月数の累計となるため、 $1 + 2 + 3 + \dots + 11 = 66$ か月となる

なあ、生
魅力的では
あります。
なお、生
金の利回り
れる定期預
低金利にお
え、昨今の
とはい
ます。

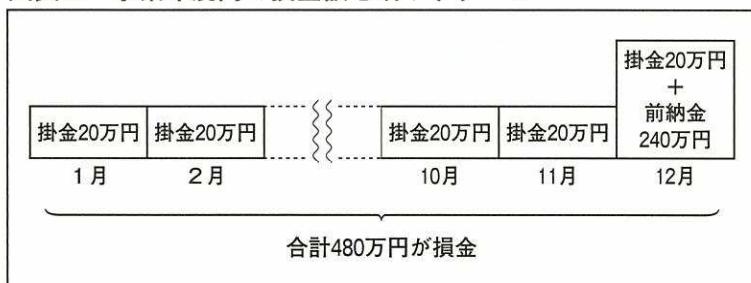
戻金がつきます。まとめて支払う人への値引きのようなものですが、0・09%の減額率となっています。「掛金月額×減額率×前納月数の累計」の計算式で算定します（図表3）。

ただし、前納減額金の計算は毎年3月に計算し、その時点での前納減額金の累計額が5,000円以上になつたときに、その年の6月に振り込まれます。前納減額金が5,000円未満の場合には翌年度に繰り越されますが、そのため、初めて年払いしたときは減額金の支払いはありません（持ち越されます）。

図表4 掛金前納の例

中小機構の受理日	前納掛金の引き落とし月	10月決算で損金になるか？
10月1日～10月5日	10月に240万円の掛金が引き落とされる	240万円全額が10月で損金になる
10月6日～11月5日	11月に240万円の掛金が引き落とされる	損金ゼロ（翌年度の損金になる）

図表5 事業年度内で損金額を増やすケース



図表6 中小企業倒産防止共済事業の前払掛金の取扱い

中小企業倒産防止共済法の規定による共済契約を締結した法人が独立行政法人中小企業基盤整備機構に前納した共済契約に係る掛金は、前納の期間が1年以内であるものを除き、措置法第66条の11第1項第2号に掲げる掛金に該当しない。

(注) 第66条の11第1項第2号に掲げる掛金とは、倒産防止共済掛金のこと

合は、払込みをしたい月の5日（土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日）までに中小機構が受理できるように、「前納申出書」を金融機関に提出する必要があります。

何も手続きをしなかつた場合、翌年は自動的に月払いになり、毎月指定の口座から引き落とされることになりますので、注意が必要です。

今年前納した掛金の充当が終了する約1か月前に、中小機構から「掛金前納預かり分充当終了のお知らせ」が送付されます。

翌年も同様に前納を希望する場合は、払込みをしたい月の5日（土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日）までに中小機構が受理できるように、「前納申出書」を金融機関に提出する必要があります。

これで失念すると節税額に大きな違いが出てきますので注意が必要です。

受理日が期限ギリギリにならないよう、遅くとも前納をしたい月の前月（前納の期間が終了する月）までには、金融機関に申出書を提出するようにしておきましょう。

掛金前納の例としては、図表4のようになります。

また、図表5のような支払方法を選択することで、事業年度内で損金となる額を増やすこともできます。期首から毎月20万円、決算月に翌年分の前納金を含めて260万円を支払うケースです。

なお、前納の期間が1年以内のものしか損金としないという規定（租税特別措置法関係通達66の11第13）が定められているため（図表6）、節税を考えると1年分の前納（当月分の掛金+掛金月額×12か月。このケースだと12月に260万円の掛金を納付）が損金となる限界となります。もちろん節

税を考えなくとも構わないのでは
れば、積立限度額の800万円まで前納はできます。

その他の節税策

留意点とは

倒産防止共済の節税上のユニークな点として、損金経理（決算書上で経費処理）をしなくとも、法人税の申告書において損金処理（減算処理）が可能なことがあります。具体的にいえば保険積立金等の資産項目の勘定科目で処理しても、申告書で損金処理をすれば、損金経理をしたのと同じ節税効果が得られます。実際に40か月以上積み立てると、支払った掛金は満額で返戻されるため、実質的には保険積立金等と同じ位置づけと考えてよいでしょう。

また、節税はしたいが純資産ができるだけ減らしたくないというニーズにも合致します。

たとえば、派遣業など一定の純資産を維持しなければ許可が得られない業種は、純資産を減らしたくないので経費を増やしたくありません（決算書上の利益を増やしたい）。しかし節税はしたい、という悩ましいニーズがあります。

図表7 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例

（租税特別措置法66条の11）

法人が、各事業年度において、長期間にわたつて使用され、又は運用される基金又は信託財産に係る負担金又は掛金で次に掲げるものを支出した場合には、その支出した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

- 一 （割愛）
- 二 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業倒産防止共済法の規定による中小企業倒産防止共済事業に係る基金に充てるための同法第2条第2項に規定する共済契約に係る掛金（中略）

2 前項の規定は、確定申告書等に同項に規定する金額の損金算入に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

おくだまさな「ヒトが集まる会社を増やすこと」をミッションとして、税務、経営の支援だけでなく、企業の成長ステージに応じた様々なサービスを提供する。労

倒産防止共済は、そのニーズを満たせる節税策でもあり、まさに「損金となる、高利回りの定期積金」といつても過言ではないわけです。

ちなみに、倒産防止共済掛金が経理処理に拠らず、損金となるのは、図表7の条文が根拠となります。条文を見ると損金経理は求められておらず、経理処理に関わらず、損金となることが明確です。

ただし、第2項の記載があることを忘れてはいけません。

具体的には、法人税の確定申告

ちなみに、倒産防止共済掛金が経理処理に拠らず、損金となるのは、図表7の条文が根拠となります。条文を見ると損金経理は求められておらず、経理処理に関わらず、損金となることが明確です。

ただし、第2項の記載があることを忘れてはいけません。

ちなみに、倒産防止共済掛金が経理処理に拠らず、損金となるのは、図表7の条文が根拠となります。条文を見ると損金経理は求められておらず、経理処理に関わらず、損金となることが明確です。

この明細書が添付されていないときは、損金算入は原則認められない規定となっています。さらには、租税特別措置法の適用を受けることになるので、適用額明細書の記載も必要となります。

ただし、一部解約はできないため、赤字になりそうな分だけを解約する、ということはできません。もちろん、損金経理をしていない場合（保険積立金等の処理）であっても、支払時に損金として申告書で減算処理しているのですから、解約手当金は益金として認識しなければなりません。

「40か月以上の加入で解約時の返戻率100%」とされていますが、40か月未満の場合でも、解約手当金はゼロになるため、掛け捨てとならないことがあります。

ただし、その場合には元本割れをしてしまいます。また、納付月数が12か月未満の場合には、解約手当金はゼロになるため、掛け捨てとならないことがあります。

とはいっても、節税効果が確実で、早期解約しない限りは損をすることは考えにくい節税策です。節税で悩んでいるときは、何よりも優先して実行すべきでしょう。

書に「社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書」（別表10（6））という指定様式を添付し、その年度に支払った掛金額等を記載することが必須要件となっています。

リストもあります。

掛金を支払った際に損金となるため、解約して戻ってきたお金（解約手当金）は当然、利益になります。いつでも解約ができるため、赤字決算のときに解約して解約手当金を収益に計上し、赤字を免れることができます。